

- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないようには處理することに努めなければならない。

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 その他大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(廃棄物処理施設整備計画)

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計

画一とハウ。)の案を作成し、閣議の決定を求

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)
第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(廃棄物減量等推進指針(二))

「画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。

3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たつては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。

4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公示しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五条の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るために、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならぬ。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項を定めるものとする。

一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するため必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならぬ。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第二章 一般廃棄物

一般廢棄物處理計画

- (都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画を定め、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環等に係るよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環等に係るよう努めなければならない。

該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第二節 一般廢棄物處理業

第二節 一般廃棄物処理業

とする法令で政令で定めるもの若しくはこれららの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第二十七号)第三十二条の

をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号に付し、同様。）

市川木長は、その区域において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ。

(事業者の協力)
第六条の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つてゐるものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつてゐると認められるものを指定する。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販賣等を行う事業者に対する監視、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われるなどを補完することに必要な努力を怠らざることとする。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

三 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得たもの

二 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うのに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことのできない者として環境省令で定めるもの

ロ ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

、 案固以上の判決に処せられ、その執行を終了した者

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつたもの

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことのできない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的

法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいづれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの

一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならぬ。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有

理由がある者
リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理）

理由がある者
リ 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて）

理由がある者
リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいづれかに該

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいづれかに該当するもの

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいづれかに該当するもの
ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでの、甘蔗等に該当する者のある

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいづれかに該当するもの
ル 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの

理由がある者
リ 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
一般廃棄物の処分を業として行おうとする者

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
一 般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受取なればならない。

理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならぬ。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

8
期間ことはその更新を受けたれば、その期間の経過によつて、その効力を失う。
前項の更新の申請があつた場合において、同

9 項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」といふ）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

行方不明は、第六項の午時の日数までの各

第16条 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(変更の許可等)

をしたとき、又は他人に對して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

一般廃棄物の收集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

う。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するため一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
三 一般廃棄物処理施設の種類
四 一般廃棄物処理施設において処理する一般
廃棄物の種類

五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の種類）

及び埋立容量)
六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置
に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

3 九 その他環境省令で定める事項

とが周辺地の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去に

なされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

者道府県知事は、一般房客物处理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第

一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項の申請書）を規定する場合にあつては、第二項の申請書（同項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上の見地からの意見を聽かなければならぬ。

第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。（許可の基準等）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設（政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。）の過度の集中により大気環境基準（ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生

する政令で定める物質による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。）の確保が困難となると認めるとときは、前条第一項の許可をしないことができる。

都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第三項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならぬ。

前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、前条第一項の許可の申請に付する都道府県知事が行う处分に關し必要な指示をすることができる。

環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、都道府県知事が行う第五項の検査に關し必要な指示をすることができる。（定期検査）

第八条の二の二 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。

前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

都道府県知事は、前条第一項の申請に付するものであることを、当該許可を受けた者は、

一 般廃棄物処理施設に係るものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。）の過度の集中により大気環境基準（ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生

けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて同一の確認が困難となると認めるとときは、環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（記録及び閲覧）

都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならぬ。

前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、前条第一項の許可の申請に付する都道府県知事が行う处分に關し必要な指示をすることができる。（定期検査）

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場（一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、環境省令で定めるもの）を維持管理に係る埋立処分の終了後の維持管理に関する特務所）に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者（以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年一度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならぬ。

（以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年一度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならぬ。

維持管理積立金は、機構が管理する。

維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び當該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、環境省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

機構は、環境省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。

特定一般廃棄物最終処分場の設置者又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合

において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。

前各項に定めるもののほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに關し必要な事項は、環境省令で定める。

（変更の許可等）

第九条 第八条から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。

第八条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該許可に係る一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合において、当該最終処分場に

係る理立処分（地中にある空間を利用する処分の方法を含む。以下同じ。）が終了したときは、その終了した日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨及びその他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めることにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて、都道府県知事の確認を受けたとき限り、当該最終処分場を廃止することができる。

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号ロからトまで又はリからトまで（同号りからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものをお除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7 第八条第一項の許可を受けた者は又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。（改善命令等）

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の第二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認められたとき、又は他人に対して違反行為をす

二 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をす

ることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとされるに至つたとき。

四 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第六項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

五 第八条の二第六項の規定は、前項の規定に基づいて都道府県知事が行う処分について準用するべき都道府県知事が行う処分について準用する。（許可の取消し）

六 第九条の二の一（一） 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。

三 不正の手段により第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可を受けたとき。

七 第九条の二の二（一） 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。（許可の取消しに伴う措置）

三 第九条の二の三（一） 一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場について第八条第一項の許可を受けた者が前条第一項又は第二項の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（次項において「旧設置者等」という。）は、次項の規定によつて「旧設置者等」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」（第九条の二の四第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の処分」）とする。

4 第九条の二の三（二） 第九条の二の二の規定による確認を受けまる間は、第八条の二の二第一項、第八条の三、第八条の四、第九条の二第一項及び第九条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお第八条第一項の許可を受けた者と、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定（これら

てはなお第九条の四に規定する一般廃棄物処理施設の設置者と、第二十二条の二第一項の規定（同項の規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができ（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例）。

5 第九条の二の四（一） 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合することについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 第九条の二の四（二） 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。

6 第九条の二の四（三） 第九条の二第六項の規定は、前二項の規定に基づき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の第二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認められたとき。

二 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をす

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

7 第九条の三（一） 市町村は、第六条の二第一項の規定（同項の規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。第五項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することについての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

8 第九条の三（二） 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覽に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に關し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

9 第九条の三（三） 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができ（第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第七条第十三項の規定にかかるわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第三号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」（第九条の二の四第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の処分」）とする。）。

10 第九条の三（四） 第一項の規定による届出をした後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。

11 第九条の三（五） 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に適合しない一般廃棄物の処分」とする。

12 第九条の三（六） 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の設置者に係る罰則を含む。の適用についてはなお第八条第一項の許可を受けた者と、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定（これら

第五節 一般廃棄物の輸出

第十一条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

（一）国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。

（二）前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあっては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。

（三）その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。

（四）申請者が次のいずれかに該当する者であることを。

- イ 市町村
- ロ その他環境省令で定める者

前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

- 一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帶して輸出する者であつて環境省令で定めるもの

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理

（事業者及び地方公共団体の処理）
第十二条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

（二）市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物その他をあわせて処理することができる産業廃棄物その他の市町村が処理することが必要であると認めたる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

（三）都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認めたる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。（事業者の処理）

（事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬を行ふ場合には、その運搬については第十四条第十

二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他の物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入する設備及び技術に照らし、国内におけるその投入の場所とされることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならぬ。

（三）事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

（四）事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な应急措置として行う場合その他の環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（五）前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（六）事業者は、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならぬ。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

（七）事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な应急措置として行う場合その他の環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（八）前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（九）前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他のその処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（十）多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

（十一）都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（十二）環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（十三）第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）
第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で

二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他の環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（四）事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならぬ。

（五）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（六）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（七）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（八）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（九）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（十）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（十一）都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（十二）環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（十三）第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（十四）前項の規定によりその特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならぬ。

（十五）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（十六）事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（十七）都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（十八）環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（十九）第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（二十）前項の規定によりその特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならぬ。

は、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならぬ。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。
9 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならぬ。
10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
11 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
12 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
13 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。
（産業廃棄物管理条例票）

第一十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したことを當該運搬又は処分が終了したことを當該運搬又は処分を受託した者との氏名又は名称その他の環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理条例票（以下単に「管理条例票」という。）を交付しなければならない。
8 前項の規定により管理条例票を交付した者（以下「管理条例票交付者」という。）は、当該管理条例票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
9 前項の規定により管理条例票を記載した管理条例票交付者は、環境省令で定める期間保存しなければならない。
10 前項の規定により管理条例票を記載し、環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に管理条例票交付者に当該管理条例票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理条例票を回付しなければならない。
11 産業廃棄物の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときには、第一項の規定により交付された管理条例票の写しを送付しなければならない。
12 産業廃棄物の処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）は、当該処分を終了したときは、第一項の規定により交付された管理条例票又は前項後段の規定により回付された管理条例票に環境省令で定める事項（当該処分が最終処分である場合にあつては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨）を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理条例票交付者に当該管理条例票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理条例票が同項後段の規定により回付されたものは、当該管理条例票を回付をした者にも当該管理条例票の写しを送付しなければならない。
13 处分受託者は、第四項前段、第五項又は第十二条の五第六項の規定により管理条例票の写しを送付したときは、当該管理条例票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
14 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）

第一十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）
11 前項に定めるもののほか、管理条例票に関する重要な事項は、環境省令で定める。
12 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）
13 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）
14 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）

第一十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）
11 前項に定めるもののほか、管理条例票に関する重要な事項は、環境省令で定める。
12 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）
13 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）
14 第十二条の四 第十二条の三第一項に規定する重要な事項は、環境省令で定める。（虚偽の管理条例票の交付等の禁止）

十二条の五第一項から第七項まで、第十項及び第十一項、前条、第十四条第一項ただし書、第六項ただし書及び第十六項ただし書並びに第十四条の四第一項ただし書、第六項ただし書及び第十六項ただし書の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）の適用については、当該認定を受けた者のうち他の事業者もまたその事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者とみなす。

第一項の認定を受けた者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物についての第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）、第十九条の五第一項、第十九条の六第一項及び第十九条の八の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、当該認定を受けた者を一つの事業者とみなす。

第一項の認定を受けた者のうちいずれか一の事業者に関する次の各号に掲げる規定の適用については、当該認定を受けた者のうち他の事業者についても、当該各号に定める者とみなす。

第一条第五項第四号及び第十項第四号（これららの規定を第七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項第四号（第九条第二項並びに第九条の五第二項及び第九条の六第二項（これらの規定を第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十条第五項第二号及び第十項第二号（これらの規定を第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の四第五項第二号及び第十項第二号（これらの規定を第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の適用については、当該各号に定めるところにより、微収するもしくは、当該各号に定める者とみなす。

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者（第十四条の二第一項第一号から第四号まで（第十四条の三の二第一項第一号から第四号まで（第十四条の六において準用する場合にあつては、第十四条の四第十二項に規定する特別

事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同して、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第五項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

第一項の認定を受けた者は、第七項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更をしたときは、共同して、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、第一項の認定を受けた者が同一同項各号のいづれかに適合しなくなつたと認められたとき、又は当該認定を受けた者が第七項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

前各項に規定するものほか、第一項の認定及び第七項の変更の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の三 情報処理センターは、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 第十二条の五第一項及び第二項の規定による登録、同条第三項及び第四項の規定による報告並びに同条第五項及び第十項の規定による通知に係る事務（次号において「登録報告事務」という。）を電子情報処理組織により処理するため必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 登録報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第十二条の五第八項の規定による記録及び保存並びに同条第九項の規定による報告を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。

（業務規程）

第十三条の四 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務（以下「情報処理業務」という。）を行ふときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の環境省令で定める事項について情報処理業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

環境大臣は、前項の認可をした業務規程が情

報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、情報処理

業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

（指定）

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター

（指定）

第十三条の二 環境大臣は、一般社団法人又は一

般財團法人であつて、次条に規定する業務を適

正かつ確実に行うことができると認められるも

のを、その申請により、全国を通じて一個に限

り、情報処理センターとして指定することがで

きは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

（秘密保持義務）

第十三条の六 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業

務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（業務の休廃止）

第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業

務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告及び立入検査）

第十三条の八 情報処理センターは、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業

務に關し環境省令で定める事項を記載し、これ

を保存しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十三条の九 環境大臣は、情報処理業務の適正

な運営を確保するためには必要な限度において、

情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はそ

の職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類そ

の他の物件を検査させることができる。

（監督命令）

第十三条の十 環境大臣は、この款の規定を施行

するためには必要な限度において、情報処理セン

ターに対し、情報処理業務に關し監督上必要な

命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第十三条の十一 環境大臣は、情報処理センタ

ーが次の各号のいずれかに該当するときは、第十

三条の二第一項の規定による指定（以下この条

において単に「指定」という。）を取り消すこ

とができる。

（情報処理業務を適正かつ確実に実施するこ

とができないと認められるとき。

（指定に関し不正の行為があつたとき。）

（この款の規定若しくは当該規定に基づく命

令若しくは处分に違反したとき、又は第十三

条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

2

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(指定)

第十三条の十二 環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るために自主的な活動を推進することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができます。（業務）

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。
二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。
三 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。
四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行うこと。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(産業廃棄物処理業)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の九の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要な行為を業として実施すことができる。

2 適正処理推進センターは、第十一条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設置を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(基金)

第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十一条の十三各号に掲げる業務に関する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めよう努めるものとする。

(準用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは、「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同項第三号中の「若しくは当該」とあるのは、「又は当該」と、「違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき」とあるのは、「違反したとき」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行おう者その他の環境省令で定める者については、この限りでない。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が又は口のいずれかに該当するもの

二 法人でその役員又は政令で定める使用者のうちに又は口のいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用者のうちに又は口のいずれかに該当する者のあるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

5

都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者
ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が又は口のいずれかに該当するもの

二 申請者が第五項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。

6

第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

7

都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

8

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

9

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

10

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

11

第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

12

第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

13

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行なうことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、滞滯なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

14

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

15

産業廃棄物収集運搬業者その他の環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おう者その他の環境省令で定める者については、この限りでない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

16

産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

17

前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものである。

18

前項の更新の申請があつた場合において、同一の期間（以下この項及び次項において「許可」

の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 てのいすればも該当しないこと
都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に
係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ

処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めることは、同項の許可をしないことができる。

四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、

の体全に關する現地行々定めの事項について、専門的知識を有する者の意見を聽かなければならぬ。

5 要な条件を付することができる。
前条第一項の許可を受けた者（以下「産業廃
棄物運送業者」といふ。）は、当該干

県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載し

た後でなければ、これを使用してはならない
(定期検査)

設について同条第一項の許可を受けた者に限る。)は、当該産業廃棄物処理施設について、

2 める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。
前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前

していいかどうかについて行う。
(産業廃棄物処理施設の維持管理等)

は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項

を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維

2 産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条

第十五条の二の四

第十五条の二の四 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。）について、第八条の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

第七号までに掲

第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第十五条规定第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

第九条第三項から第七項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」と「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」と、「を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「同条第六項中「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ)とあるのは「第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号イ又はチに係るもの)を除く。」又は第十四条第五項第二号ハからホまで(第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ)と、同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と「同号イ」とあるのは「同号イ(第七条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替えるものとする。(改善命令等)

一 第十五条第

一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。

二 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対する違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときは、（許可の取消し）

三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対する違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第一号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による处分に違反したとき。

三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けたとき。

都道府県知事は、前条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するとき、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをし

第三章

当該商業戻物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならぬ。一 産業廃物処理の設置者が第十四条第一

三政錄卷之二

二　前条第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
三　不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受

2 都道府県知事

は第四号のいずれかに該当するとき、又は特定産業経営物最終四分場の設置者が第一、二、五、六の二

の四において讀

一項の許可に係る章

でないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

(許可の取消しに伴う措置)
第十五条の三の一 産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を交付した者が前条の規定により当該許可

認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」（第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分について）と同一のものである。同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分」とする。

3
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該再生利用の用に供する施設

第九条の八第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項から第六項までの規定は第二項の認定を受けた者について、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第八項の変更の認定について、同条第八項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第九項の規定は第一項の認定について、同条第十項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第四項中

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

二 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

第九条の九第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（前項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）について、同条第六項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定につ

理施設の設置者について、第九条の五から第九条の七までの規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第九条の四中

条第二項及び第九条の六第二項中「第八条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と読み替えるものとする。

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下「こうそくゆうじ」といふ）又は前項

第十五条の四の二項 境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれかの適合する者により、委託料を支け

都道府県知事の認定をしていることについて、受けることができる。

支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2 める基準に適合するものであること。
前項の認定は、環境省令で定める期間ごとに
その更新を受けなければ、その期間の経過によ

3 つて、その効力を失う。

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

一 環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

三 無害化処理の用に供する施設の種類

四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

五 無害化処理の用に供する施設の処理能力

六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画

八 その他環境省令で定める事項

第十二項、第十五項及び第十八項」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、同条第六項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の四第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

（輸入の許可）

第十五条の四の五 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の規定は、国その他の環境省令で定める者には、適用しない。

環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

二 申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができる認められること。

三 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。

(国外廃棄物を輸入した者の特例)

第十五条の四の六 国外廃棄物を輸入した者（事業者であるものを除く。）は、第十二条第一項、第十二条第一項から第七項まで及び第十九条の六第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、事業者とみなす。

(準用)

第十五条の四の七 第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章 第十二条の三第一項並びに第十二条の五第一項及び第二項の規定は、国外廃棄物を輸入した者（その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。）について準用する。

第三章の二 廃棄物処理センター

(指定)

第十五条の五 環境大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（政令で定めるものに限る。）その他これらに準ずるものとして政令で定める法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七号）第二条第五項に規定する選定事業者であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）として指定することができます。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

三 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前二号に掲げる業務を除く。）。

四 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（基金）

第十五条の七 センターは、前条第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務の全部又は一部を要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、同項に規定する事業者等に対し、当該事業等を所管する大臣を通じて必要な協力を求めるよう努めるものとする。

（事業計画等）

第十五条の八 センターは、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

センターハーは、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十五条の九 センターハーは、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条の六第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十五条の六第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第四号までを除く。)及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。

5 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行いうことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。(報告の徴収)

6 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法

律の施行に必要な限度において、事業者、一般

廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであるこ

との疑いのある物の収集、運搬又は処分を業と

する者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村

が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を

処分するため設置した一般廃棄物処理施設に

あつては、管理者を含む)又は産業廃棄物処

理施設の設置者、情報処理センター、第十五条

の十七第一項の政令で定める土地の所有者若し

くは占有者又は指定区域内において土地の形質

の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係

者に対する、廃棄物若しくは廃棄物であることの

疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処

りることができる。

2 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処

理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令

で定める土地の状況若しくは指定区域内における

土地の形質の変更に関する、必要な報告を求め

ることができる。

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度に

おいて、第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(次条第二項に

おいて「再生利用認定業者」という)、第九条

の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の

認定を受けた者(次条第二項において「広域的

処理認定業者」という)若しくは第九条の十

第一項若しくは第十五条の四第一項の認定を受

けた者(次条第二項及び第十九条の三にお

いて「無害化処理認定業者」という)又は国

は、これに對し、當該認定に係る収集、運搬若

しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を

輸入しようとする者若しくは輸入した者若しく

は廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いがあ

る物を輸出しようとする者若しくは輸出した者

の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当

該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは

外廃棄物若しくは国外廃棄物であることを

輸出した者に對し、當該認定に係る施設の構

造若しくは維持管理又は国外廃棄物若しくは國

外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若し

くは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いの

ある物の輸出に關し、必要な報告を求めるこ

とができる。(立入検査)

2 第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法

律の施行に必要な限度において、その職員に、

事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しく

はこれらであることの疑いのある物の収集、運

搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の

事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一

般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設

のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十

七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄

物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の

保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処

理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若し

くは維持管理若しくは同項の政令で定める土地

の状況若しくは指定区域内における土地の形質

の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査さ

せ、又は試験の用に供するのに必要な限度にお

いて廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いの

ある物を無償で収去せることができる。

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度に

おいて、その職員に、再生利用認定業者、広域

的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の

事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若し

くは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の四

第二項、第九条の九第一項若しくは第十五条の

四の三第三項若しくは第九条の十一第一項若し

くは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設

のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若

しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を

輸入しようとする者若しくは輸入した者若しく

は廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いがあ

る物を輸出しようとする者若しくは輸出した者

の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当

該認定に係る収集、運搬若しくは処分が行われ

た場合(第三号に掲げる場合を除く)市町

村長

2 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基

準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管

理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄

物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しな

い一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われ

た場合(第三号に掲げる場合を除く)市町

村長

2 第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合

(第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の

当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた

場合に限る)において、生活環境の保全上支

障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次

期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべき

ことを命ずることができる。この場合において、

当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄

物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法そ

の他の事情からみて相当な範囲内のものでなけ

ればならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、處

分者等のみによつては、支障の除去等の措置

は廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関

して、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試

験の用に供するのに必要な限度において廃棄物

若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸入し

た者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であること

の疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸

入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物である

ことの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸

入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物である

ことの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸

入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物である

を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることはできたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講すべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者

（第十一條第二項又は第三項の規定によりそ

の事務として当該保管、収集、運搬又は処分

を行つた市町村又は都道府県を除く。）

二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定に違反す

る委託により当該収集、運搬又は処分を行わ

れたときは、当該委託をした者

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生か

ら当該処分に至るまでの一連の処理の行程に

おける管理票に係る義務、電子情報処理組織

を使用する場合にあつては、その使用に係る

義務を含む。）について、次のいずれかに該

当する者があるときは、その者

イ 第十二条の三第一項（第十五条の四の七

第二項において準用する場合を含む。以下

このイにおいて同じ。）の規定に違反して、

管理票を交付せず、又は第十二条の三第一

項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

口 第十二条の三第三項前段の規定に違反し

て、管理票の写しを送付せず、又は同項前

段に規定する事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反し

て、管理票を回付しなかつた者

二 第十二条の三第四項若しくは第五項又は

第十二条の五第六項の規定に違反して、管

理票の写しを送付せず、又はこれらの規定

に規定する事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ 第十二條の三第二項、第六項、第九項又

は第十項の規定に違反して、管理票又はそ

の写しを保存しなかつた者

ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、

産業廃棄物の引渡しを受けた者

チ 第十二条の三第八項又は第四項の規定に

違反して、送付又は報告をした者

リ 第十二条の五第一項又は第二項（これら

の規定を第十五条の四の七第二項において

準用する場合を含む。）の規定による登録

をする場合において虚偽の登録をした者

ヌ 第十二条の五第三項又は第四項の規定に

違反して、報告せず、又は虚偽の報告をし

た者

ル 第十二条の五第十一項の規定に違反し

て、適切な措置を講じなかつた者

ヌ 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項

に規定する下請負人である場合における同条

第一項に規定する元請業者（当該運搬又は処

分を他人に委託していた者（第十二条第五項

若しくは第六項、第十二条の二第五項若しく

は第六項、第十四条第六項又は第十四条の

四第六項の規定に違反して、当該運搬又は

処分を他人に委託していた者を除く。）を除

く。）

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要が

ある場合において、第十九条の四第一項又は

第十九条の四の二第一項の規定により支障の

除去等の措置を講ずべきことを命ずる場合

等の措置を命ぜべき処分者等を確知すること

ができないとき。

三 第十九条の四の二第一項の規定により支障

の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた

認定業者が、当該命令に係る期限までにその

命令に係る措置を講じないと、講じても十

分でないとき、又は講ずる見込みがないと

き。

二 第十九条の四第一項の規定により支障の

除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた

認定業者が、当該命令に係る期限までにその

命令に係る措置を講じないと、講じても十

分でないとき、又は講ずる見込みがないと

き。

一 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定に

よる命令について準用する。

四 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の除去等の措置

の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除

去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

三 市町村長は、第一項（第三号に係る部分に限

る。）の規定により同項の支障の除去等の措置

の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除

去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

四 市町村長は、第一項（第四号に係る部分に限

る。）の規定により同項の支障の除去等の措置

の全部又は一部を講じた場合は、当該支障の除

去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

三 市町村長は、第一項（第四号に係る部分に限

る。）の規定により同項の支障の除去等の措置

の全部又は一部を講じた場合は、当該支障の除

去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

一 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

除去等の措置に要した費用について、環境省令で

定めるところにより、当該認定業者に負担させ

ることができる。

二 第十九条の四第一項の規定により同項の支障の

当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分土地の形質の変更に関する措置命令)

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。
(技術管理者)

きは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する
例外）

条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなす

十九第四項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、三石若狭の果てに亘る三ヶ所にては

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定める
し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除
く。）を設置する者は、前項第一項の規定に
依り、同項第一項の規定による許可を受ける。

第二十一条の三 土木建築に關する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事）

し、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

おいて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十九条の四 第二項の規定は、前項の規定に

く)の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するに設置する一般廃棄物処理施設につては、管理者)又は産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く)の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるた

を含む。以下「建設工事」という。」が数次の
請負によつて行われる場合にあつては、当該建
設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこ
の法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四
項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の
十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに
第十五条の七を除く。）の規定の適用について
第二十一条の四 環境大臣は、産業廃棄物の不適
正な処理により生活環境の保全上の支障が生ず
ることを防止するため緊急の必要があると認め
るとときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事
務に關し必要な指示をすることができる。
一 第十九条の五第一項及び第十九条の六第一

（届出台帳の調製等）

め、技術管理者を置かなければならない。たゞ、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物

は、当該建設工事（他の者から請け負つたもの
を除く。）の主文者から直接建設工事を請け負
う。二 第十九条の八第一項の規定による支障の余
項の規定による命令に関する事務

第十九条の十二 第九条第四項（第九条の三第三十
一項及び第十五条の二の六第三項において準用
する場合を含む。）の規定による届出を受けた
都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の
台帳を調製し、これを保管しなければならな
い。

2
処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第八条の三第一項又は第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないよう、各自の責務をもつて監視し、又は監視する

2 つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業を當去等の措置に関する事務

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要なつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

（国庫補助）

前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関する必要な事項は、環境省令で定める。
都道府県知事は、関係人から請求があつたときは、第一項の台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

に、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に從事する他の職員を監督しなければならない。

3 慕者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業を営む者（以下「下請負人」といいう。）が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。

建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定（情報交換の促進等）

（廃棄物再生事業者）において準用する場合を含む）及び淨化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、環境省令で定める資格を有する職員のうちから、環境衛生指導員を命ずるものとする。

（事故時の措置）
第二十一条の二 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下この項において「特定処理施設」という。）の設置省令で定める基準を参考して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならぬ。

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるよう、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。
（午可等に関する意見憲文）

第二十一条の二 廃棄物の再生を業として営んでゐる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確にかつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

前項の登録に関して必要な事項は、政令で定

置者は、当該特定処理施設において破損その他
の事故が発生し、当該特定処理施設において処
理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれ
らの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛
散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したこ
とにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は
生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く
その支障の除去又は発生の防止のための応急の
措置を講ずることともに、速やかにその事故の状

4
わらず、当該下請負人を事業者とみなす。当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。
建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者）
都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号ロから今までに該当する事由（同号ハからホまでに該当する

3 める。
第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき

である場合において、元請業者から委託を受けた該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。)には、第六条の二第二項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二

事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

都道府県知事は、第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号からへまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くことができる。

（都道府県知事への意見）

第二十三条の四 警視総監又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者（以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）について、第十四条第五項第二号からへまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該産業廃棄物収集運搬業者等に対する適切な措置を探ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第二十三条の五 都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができ。

（手数料）

第二十四条 第十条第一項（第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）の確認又は第十五条の四の五第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（政令で定める市長による事務の処理）

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めることにより、政令で定める市長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により同項の政令で定める市長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対しても再審査請求をすることができる。

3 第一項の政令で定める市長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関に対しても再審査請求をすることができる。

関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（緊急時における環境大臣の事務執行）

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合には、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係る部分に限る。）は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2

前項の場合において、環境大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

る場合を含む。）、第十五条の一第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれの規定を準用する場合を含む。）及び第五项、第十六条、第十五条の二の六第一項、同条第三項の七第二項、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第九条の七第二項、第十九条の二第一項及び第一项並びに第十五条の三第一項及び第五项、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第一项並びに第十九条の六、第十五条の四において準用する第十八条第一項、第十九条第三項において準用する第十八条第一項、同条第三項及び第十九条の七第二項、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第九条の三第一項（第一号から第七号までを除く。）、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、第十九条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二项において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二项において準用する第十九条の四第二項、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第十九条の五第一項、第十九条の二第一項において準用する第十九条の五第一項、第十九条の六第一項及び第十九条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

三 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者

四 不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者

五 第七条の三、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条の四第一項、第十九条の四（第二项第一項、第十九条の五第一項において読み替えて準用する第十九条の二第一項、第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

六 第六条の二第六項、第十二条第五项又は第十二条の二第五项の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

七 第七条の五、第十四条の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

八 第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者

九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者

十 第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けた者

十二 第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）

第二十四条の六 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（経過措置）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

第十三条 第十四条第十五項又は第十四条の四第十一項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

十五 第十六条の二の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

十六 第十六条の三の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

十七 第十六条の二の規定に違反して、指定有害廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

十八 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を未遂は、罰する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十一条第六項、第十二条の二第八項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二 第九条の二、第十五条の二の七、第十九条の三（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の十第一項において読み替えて準用する第十九条の四第一項又は第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項の規定による命令に違反した者

三 第九条の五第一項（第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者

四 第十五条の四の五第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

五 第十五条の四の五第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

六 前条第一項第十四号又は第十五号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

七 第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下この

二 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

三 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

四 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

五 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

六 第十二条の四第一項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

七 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

八 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者

九 第十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

十 第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

十一 第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者

一二 第十五条の十九第四項又は第十九条の十一第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の七の規定に違反した者

二 第十五条の十九第四項又は第十九条の十一第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の三の三第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条

二 第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第六項（第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者

三 第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項、第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第十四条第十三項、第十四条の一第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者

五 第十四条第十四項、第十四条の二第五項（第十四条の三の二第四項（第十四条の六において準用する場合を含む。）及び第十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかつた者

六 第十五条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十一条の一第二項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第十五項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項（第十二条第十项、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第三項若しくは第四項（これらの規定を第十五条の二の六第

三項において準用する場合を含む。) 又は第十九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第八条の二の二第一項又は第十五条の二の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八条の四(第九条の十第八項において準用する場合並びに第十五条の二の四及び第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

五 第十二条第八項又は第十二条の二第八項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者

六 第十七条の二第一項の規定による届出をせぬ、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行つた者

七 第十八条第一項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定による報告(情報処理センターに係るもの)を除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第十九条第一項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十一条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の六の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第十三条の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十三条の八の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十三条の九第一項、第十五条の十三第一項又は第十八条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第十三条の九第一項又は第十五条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対する当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各号の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第二十二条号、第十四条号若しくは第五号又は第三十ニ項三億円以下の罰金刑

二 第二十五条第一項（前号の場合を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十一条各条の罰金刑

三 第二十五条第一項（前号の場合を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十ニ項三億円以下の罰金刑

前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第四項、第十二条の二第四項又は第十五条の十九第二項若しくは第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを出した者

三 第十二条第十項又は第十二条の二第二十一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十四条 第十二条の二第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 则
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前に改正前の清掃法第十五号第一項の規定によつてなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請とみなす。前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてした処分、

2 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてした処分、

手続その他の行為は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同法によつてしたものとみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、市町村に対し、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）。次項において「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものにつき、市町村が自ら行う場合にはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村以外の者が行う場合にあつてはその者に付与する一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、センターに対し、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前項の国賃付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则（昭和五一年六月一六日法律第六号）抄

国は、第一項又は第二項の規定により、市町村又はセンターに対し貸付けを行つた場合に当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年五月一八日法律第四号）抄

国は、第一項又は第二項の規定により、市町村又はセンターに対し貸付けを行つた場合に当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和四九年六月一日法律第七一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十二条第一項、第二百八十二条の二、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附则第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 则（昭和五一年六月一日法律第四七
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则（昭和五一年六月一六日法律第六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十八年法律第四十三号）附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項において準用した場合」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

第二十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用）

<p>産業廃棄物（旧法第一条第三項に新法第十四条第一項の規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集又は運搬のみの業に係る旧法第十四条第一項の許可</p> <p>産業廃棄物の処分のみの業に係る旧法第十四条第一項の許可</p> <p>産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧法第十四条第一項の許可</p> <p>産業廃棄物の処理施設（旧法第八条第一項の規定によるものとし、市町村が旧法第六条第二項の規定により一般廃棄物を処分するために設置したものを除く。）の設置又はその構造若しくは規模の変更につき旧法第八条第一項の規定による届出をした者（施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの（その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日（一般廃棄物の最終処分場にあっては、六十日とする。以下この条において「制限期間」という。）を経過しない者（以下この条において「制限期間未経過者」という。）である場合を除く。）、施行日前に同項の規定による廃止の命令を受けた者（以下この条において「廃止命令を受けた者」という。）及び制限期間未経過者で施行日前に同条第三項ただし書の規定による通知を受けないもの（施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。）を除く。）は、新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 旧法適用対象者が旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合（当該旧法適用対</p>	<p>第一項の許可</p> <p>新法第十四条第一項及び第二項の許可</p> <p>新法第十四条第一項の許可</p> <p>新法第十四条第一項の許可</p>
---	--

象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしている場合を除く。) 又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかるわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者とみなす。旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者は、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

ることとされる旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条の規定により置かれている技術管理者は、新法第二十一条の規定により置かれている技術管理者とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関する事項の改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任) 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一九日法律第九二号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄
(施行期日)

第一条 ()の法律は、公布の日から施行する。
(食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書)に規定する規定については、当該規定。(以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現行改正前のそれぞれの法律の規定によりされる許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十

旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可（前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。）に係る産業廃棄物処理施設（旧法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいいう。以下この条において同じ。）について、その使用前に都道府県知事が行う検査（附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。）については、なお従前の例による。旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて、旧法第十五条第四項（旧法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受け、旧法第十五条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、新法第十五条の二第四項（新法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。

旧法第十五条第一項の許可（第一項の規定による検査を受けた後、新法第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。）

第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、新法第十五条の二第四項（新法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二第一項において同じ。）とあるのは、「基準」と、同法第十五条の二の六第一項中「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは、「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」であるのは、「定めるところにより、第十五条第二項第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。」とあるのは、「基準」と、同法第十五条の二の六第一項中「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは、「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」であるのは、「定めるところにより、第十五条第二項第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。」と、同法第十五条の二の七中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第四号を除く。）」と、同条第一号中「基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に記載した設置に関する計画若しくは維持管理によるものとする。

関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあらるのとは「基準」と、同法第十五条の三第二項中の「前条第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一

部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えられた前条第一号若しくは同条第二号」とする。

旧法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。

新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、平成十八年三月三十一日まで

は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にしての行為に対する罰

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第五条の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一一年六月四日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第五条の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一一年七月一六日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中「自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）」、第二百四十四条の規定

（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中「自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）」、第二百四十四条の規定

（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九号の五を第九号の四と

を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四と

(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告・届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告・届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(不服申立てに関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)が

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分

(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に第一項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次条及び附則第四条において「旧法」という。)第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際許可又は不許可の処分については、新法の施行及び清掃に関する法律(次条及び附則第四条において「新法」という。)第八条の二第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一一年二月二日法律第九百六十二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第千三百五十五条(旧法第十五條の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により旧法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者であつて旧法第九条の五第三項(旧法第十五條の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をしていないものについては、新法第九条の五から第九条の七まで(これららの規定を新法第十一条第三項(旧法第十五條の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によ

(廃棄物処理施設の承継に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に旧法第九条の五第一項又は第二項(旧法第十五條の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により旧法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者であつて旧法第九条の五第三項(旧法第十五條の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をしていないものについては、新法第九条の五から第九条の七まで(これららの規定を新法第十一条第三項(旧法第十五條の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によ

第二百五十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(施行期日)
附則(平成一二年六月二日法律第一〇五号)抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則(平成一二年五月三日法律第九一号)抄

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条第三項、第十五条の五から第十五条の七まで及び第十一条の九の改正規定並びに第三条(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五条の改正規定を除く。)、第十二条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)第三十四条の二第二項第十三号及び第六十五条の四第一号)第七百一十条の三十四第三項第八号の改正規定を除く。)の規定並びに附則第六条、第十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一十条の三十四第三項第八号の改正規定を除く。)、第十二条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)第三十四条の二第二項第十三号及び第六十五条の四第一号)第七条(改正規定に限る。)及び第十三

二 第二条、第四条及び附則第九条の規定 平成十三年四月一日

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

に関する法律（以下「旧廃棄物処理法」といいう。）又は第三条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「旧措置法」という。）の規定により保健所を設置する市（特別区を含む。以下この条において同じ。）の長がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新廃棄物処理法」という。）又は第三条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「新廃棄物処理法等」と総称する。）の相当規定に基づいて、都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

前条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧廃棄物処理法又は旧措置法（以下「旧廃棄物処理法等」と総称する。）の規定により保健所を設置する市（長）に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行前にその手續がされていないものについては、これを、新廃棄物処理法等の相当規定により都道府県知事に對し報告、届出、提出その他の手續をしてなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新廃棄物処理法等の規定を適用する。

前条第一号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法又は旧措置法第十六条第一項の規定により保健所を設置する市（長）がした処分についての旧廃棄物処理法第二十四条又は旧措置法第二十一条の規定による再審査請求については、な

お従前の例による。

（補助金の交付等に関する経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に都道府県、市町村又は廃棄物処理センターが旧廃棄物処理法第十五条の十一第一項の規定により補助金の交付を受けた廃棄物処理センターアについて、同条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後においても、なおその効力を有する。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に都道府県、市町村又は廃棄物処理センターが旧廃

第五条 廃棄物処理法附則第四条第一項から第三項までの規定又は旧廃棄物処理法附則第五条第一項において読み替えて準用する旧廃棄物処理法第十五条の十一第一項の規定による貸付けを受けた貸付金については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新廃棄物処理法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新廃棄物処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第五号)抄
(検討)

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五号)抄
(施行期日)
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号)抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十八条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百百三十条まで、第一百二十八条、第一百三十一条、第一百三十五条まで、第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 日本金機構法の施行の日

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は公布の日から、第三十二条の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日)

（廃棄物処理業等の許可に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第六項、第七条の二第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

（許可の取消し等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項若しくは第六項、第八条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

（新法第九条の二の二第二項及び第十五条の三第二項の規定は、施行日以後に開始する年度に積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていない場合について適用する。）

新法第九条の二の三及び第十五条の三の二の規定は、施行日以後に新法第九条の二の二第一項又は第二項の規定により新法第八条第一項の許を取り消された者及び新法第十五条の三の規定により新法第十五条第一項の許可を取り消された者について適用する。

（平成九年改正前の規定による許可等に係る廃棄物処理に関する経過措置）

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号。以下「平成九年改正法」という。）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「平成九年改正前廃棄物処理法」という。）第八条第一項の許可（平成九年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第八条第一項の許可

を含む。)に係る一般廃棄物処理施設(同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)であつて、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九条第一項の許可を受けないものについては、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八条の三第二項中「維持管理による計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

平成九年改正前廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設であつて、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九条の三第七項の規定による届出をしていないものについては、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第九条の三第八項の規定による届出をするまでの間は、同条第六項中「維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

平成九年改正前廃棄物処理法第十五条第一項の許可(平成九年改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第十五条第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)であつて、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第十五条の二の五第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第十五条の二の六第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五条の二の三第二項中「維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

(廃棄物の再生利用等に係る認定を受けた者の変更の届出に関する経過措置)

の第十第六項（新法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する変更をした者について適用する。
（産業廃棄物の保管の届出に関する経過措置）
第六条 この法律の施行の祭日この事業活動による

新法第十二条第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者について適用する。

この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二条の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行つてゐる事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

新法第十二条の二第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者について適用する。

第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（産業廃棄物管理票に関する経過措置）

新法第十二条の三第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により同項に規定する管理票を交付した者について適用する。

（産業廃棄物処理業者等による通知に関する経過措置）

市町村長等による維持管理積立金の取戻しに関する経過措置）

新法第十九条の七第六項及び第十四条の四第十三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事由が生じた場合について適用する。

（市町村長等による維持管理積立金の取戻しに伴い新法第十二条の三第三項に規定する産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行つてゐる事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

の七第一項の規定により市町村長が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合及び新法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合について適用する。

第十条 新法第二十一条の三の規定は、施行日前に元請業者（同条第一項に規定する元請業者に相当する者をいう。）と下請負人（同条第一項に規定する下請負人に相当する者をいう。）との間で締結された請負契約に係る建設工事（同条第一項に規定する建設工事に相当する工事をいう。）に伴い生ずる廃棄物については、適用しない。（罰則に関する経過措置）

第十二条 第二条から前条までに規定するもの（政令への委任）のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年五月二日法律第三五
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二三年六月三日法律第六一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七
〇号）抄

（施行期日）

（平成二十三年法律第七百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日
のいずれか遅い日から施行する。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一「公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）」の項及び道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百四条、第一百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百四条、第一百二十一条（都市再開発法第二百三十三条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二百条の改正規定に限る。）、第一百三十三条（第四十一条、第二百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。）、第二百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条）、第二百七十七条、第二百九

（平成五年法律第三十八号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十九号）の項、都市再開発法（昭和四十五年法律第四十一条）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。」（第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の一、第五十条及び第五十条の一の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第六十六条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第十九条及び第五十条の三の改正規定に限る。）、第一百三条、第一百五十五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条

の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六十六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。）、第一百三十三条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条の改正規定を除く。）、第一百五十五条（被災市街地復興特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条（被災市街地復興特別措置法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十二条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風

第七十五条 第一百七

致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十九条、第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条规定第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る)、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る)、第一百九条、第一百二十一条の二及びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

の間は、同項の環境省令で定める資格を当該市町村の条例で定める資格とみなす。

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年一二月一四日法律第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二四年八月一日法律第五三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十五年一月二七日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされた場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） 第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十九年法律第六十号）の施行の日から施行する。

第六条 行政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） 第一条 この法律は、附則第十号中「第十二条の五第一項から第七項まで、第十項及び第十一項」とあるのは「第十二条の五第一項から第七項まで、第十九項及び第十項」と、第二十七条の二第四号中「第十二条の五第六項」とあるのは「第十二条の五第五項」と、同条第九号中の二第四号中「第十二条の五第五項」と、同条第九号中「第十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を）とあるのは「第十二条の五第一項（二）と、同条第十号中「第十二条の五第三項又は第四項」とあるのは「第十二条の五第二項又は第三項」とする。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の施行の日の前日までの間ににおけるこの法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第十二条の七第四項並びに第二十七条の二第四号、第九号及び第十一号の規定の適用については、同項中「第十二

条の五第一項から第七項まで、第十項及び第十一項」とあるのは「第十二条の五第一項から第七項まで、第十九項及び第十項」と、第二十七条の二第四号中「第十二条の五第六項」とあるのは「第十二条の五第五項」と、同条第九号中の二第四号中「第十二条の五第五項」と、同条第九号中「第十二条の五第一項又は第二項（これらの規

定を）とあるのは「第十二条の五第一項（二）と、同条第十号中「第十二条の五第三項又は第四項」とあるのは「第十二条の五第二項又は第三項」とする。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日**
- 二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）**
- 、第二章第二节及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十三条、第一百九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日**
- （行政庁の行為等に関する経過措置）**
- 第二条 この法律（前条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。**
- （罰則に関する経過措置）**
- 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。**
- （検討）**
- 第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する**

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。